

一条院の結構

紫式部日記覚書

山本利達

The Construction of the Ichijo-in Palace

A Note on The Diaries of Murasaki-shikibu

Ritatsu YAMAMOTO

一条天皇は、寛和二年（九八六）七歳で位につき、寛弘八年（一〇一一）に亡くなったが、その間に内裏が三度も焼けている。

最初は、長保元年（九九九）六月十四日である。十六日天皇は一条院に移った。そして長保二年十月十一日に新造の内裏へ帰った。

二度目は長保三年（一〇〇一）十一月十八日で、二十二日に天皇はまた一条院へ移り、長保五年（一〇〇三）十月八日に新造の内裏へ帰った。

三度目は寛弘二年（一〇〇五）十一月十五日で、十一月二十七日に天皇は東三条院へ移ったが、寛弘三年（一〇〇六）三月四日一条院へ移り、その後、新造の内裏へは帰らなかった。

ところが、寛弘六年（一〇〇九）十月五日に一条院が焼け、天皇は十九日に枇杷殿に移り、その翌年、寛弘七年十一月二十八日、新造の一条院に移り、翌年六月、一条院で亡くなった。

従って、「紫式部日記」に描かれた寛弘五年から六年にかけての内裏は一条院であり、寛弘七年正月の記事の内裏は枇杷殿ということになる。

一条天皇の晩年十年の殆んどを過した一条院、「紫式部日記」の記事と関係ある一条院とはどういう所だったのであろうか。一条院の位置と伝領関係については、杉崎重遠氏が考証されているので、<sup>注1</sup>それを要約しておく。

一条院の位置については、

(1) 一条院 一条大宮（簾中抄）

(2) 一条院（殿イ）（一条南大宮東（イ）二町謙徳公家）又為光公家<sup>注2</sup>

（二中暦）

(3) 一条院（一条南大宮東二町、謙徳公家、又為法住寺大臣為光公家）

（拾芥抄）

右の三つの資料がある。(1)は簡単で不明確。(2)では、一条大路の南、大宮大路の東ということで一応一町が考えられるが、(2)の異本と、(3)によれば、大宮大路の東で、一条大路の南へ二町とも、また、一条大路の南で、大宮大路の東へ二町ともとれる。

一方「拾芥抄」付載の左京図、および九条家本「延喜式」付載の左京図によれば、

(4)大宮大路の東で、一条大路の南一町と、四丈の正親町小路を越えその南の織部司の地域の北半分の二十丈を含む地域——東西四十丈、南北六十四丈。

となる。しかし、正親町小路の南、大宮大路の東の地は織部司の地であり、(4)の図は考えられない。また、猪熊小路の東、一条大路の南一町は、一条院別納庁(日本紀略一寛弘七・十二・二)、東院(御堂関白記——同上)、一条院東町(権記——同上)、一条院別納(権記——寛弘七・十二・十四)などと呼ばれ、一条院に附属したものであるが、一条院とは別扱いになっている。(2)の異本や(3)はこの別納をとりこんで二町といったものかと思われる。従って、本来、一条院は、大宮大路の東、一条大路の南一町であったと考えられる。

一条院は、もと師輔の長男、一条摂政伊尹の邸宅で一条殿といった。(5)……つぎつぎの女君二人は、法住寺の大臣の北方にて、うちつづきうせさせ給にき……(大鏡)——日本古典文学大系本(三四頁)というように、伊尹の女二人が、次々に為光の妻となり、その関係で伊尹亡き後、為光が伝領した。

(6)女君達今三所ひとつ御腹におはするを、三の御方をば寝殿の御方と聞えて、又なうかしづき聞え給ふ。四・五の御方々もおはすれど、故女御と寝殿の御方とをのみぞ、いみじきものに思ひ聞え給ひける。(中略)一条殿いみじうなべての所の様ならず、いかめしう猛に思し掟てたりつれば、一所うせさせ給ひぬれば、いとおはしましにくげに荒れもていくも心苦しう、この寝殿の上の御処分にてぞありける。よろづの物ただこの御領にとぞ、思し掟てさせ給ひける。(栄花物語——日本古典全書本——見はてぬ夢——二六六—二六七頁)

(6)により、伊尹の女所生の三の御方に当る寝殿の上が、正暦三年六月、為光が亡くなった後、伝領したことがわかる。

(7)此夜(東三条院が)遷御一条院、(依家主姫君活却公行朝臣所買進也、直八千石云々)月来御坐左大臣一条第。(権記——長徳四

十・廿九)

公行が寝殿の上から一条殿を買い、それを東三条院に献上することになった。杉崎氏は、この公行は佐伯公行のことだろうとし、その推定根拠を明らかにせず後考を拵つとされた。次にその推定が確かなものと思われる資料をあげておこう。

(8)従四位下佐伯朝臣公行為播磨介、(先任信濃居三ヶ年、任中勘公文、亦有治聞之中、自院度々有所被申云々)(権記一長徳四、八、廿七)

右の文中の院とは東三条院と考えるのが妥当であろう。(7)にいうように、東三条院が一条院へ移った二か月程前に、佐伯公行は、東三条院からの度々の申し出によって播磨守となったことが(8)によって明らかである。(8)の文中では播磨介とあるが、従四位下という官位からも、また後にあげる「日本紀略」や「元亨釈書」の記事からも、播磨守だったと思われる)。公行は、一条殿を東三条院へ献上という奉仕によって、任国について、東三条院の力添えを願っていたものと考えられる。

公行の前歴については、「外記補任」(大日本史料)に、

(9)佐伯公行、天延二年正月卅日任権少外記、五月廿八日任少外記、

元藏人所出納、貞元々年正月廿八日任大外記、二年正月七日叙外従五位下、同月日依愁入内、廿八日能登権介、永延元年任遠江守、

また、「伊呂波字類抄」に、

清閑寺(伊豫守正四位下佐伯朝臣公行往年上奏奉為鎮護国家下所

以利益衆生、王城東清水南結構一院勸修法花三昧号清閑寺、去長徳二年寄進於御願寺云々)

とある。永延元年遠江守をはじめとして信濃守等を能吏として歴任し、その間、清閑寺を建立して御願寺として寄進したり、一条殿を買って東三条院に寄進したりして、榮進の道を築いてきたようである。そして、後には正四位下になり、伊豫守にもなった。「元亨釈書」巻十一の「修学院勝算」の記事の中に、

(11)播州刺史佐公行。微時從算放。一日語曰。我得一牧足矣。恨無由也。算曰。待之。不晚耳。不幾得播。依是佐氏建修学院報焉。

公行にとつて播磨守は望む所だったし、そのため、多額の費用を出して一条殿を購入し、東三条院へ寄進し、その功を奏し、「権記」や「元亨釈書」に書きとめられることにもなったようである。

なお、公行が播磨守となった長徳四年の七月の「日本紀略」の記事に(12)今月。天下衆庶煩痘瘡。世号之稻目瘡。又号赤痘瘡。天下無免此病之者。但前信濃守佐伯公行不患此病。と記し、更に、同年十二月の記事にも、

(13)今年、天下自夏至冬。疫瘡遍発。六七月間。京都男女死者甚多。

下人不死。四位以下妻最甚。謂之赤斑瘡。始自主上至于庶人。上下老少無免此瘡。只前信濃守佐伯公行不患。

と書いている。公行に焦点をしばつた特殊なこの記事が、播磨守任官と同年のものであることと思ひ合わせると、時の人は、公行の日頃の寄進による功德により、彼に超人的な力が附与されていると考えたのかもしれない。

さて、公行から東三条院へ寄進された一条院は、一条天皇の後院として献上しようと考へ整備された。

(14)かくて一条の太政大臣の家をば女院領せさせ給ひて、いみじう造らせ給ひて、帝の後院に思し召すなるべし。(栄花物語——見はてぬ夢——二七二—二七三頁)

ところが、一条天皇の後院となる前に、前述のように、一条天皇の里内裏として長い間使用されることになった。「紫式部日記」に描かれた寛弘五年九月から寛弘六年正月三日までの内裏は、この一条院である。そこで、寛弘六年十月五日の一条院焼亡以前の一条院の結構を、以下に推定してみようと思う。資料は、「権記」「小右記」「御堂関白記」の記事である。同じ資料を用いて、一条院の結構を萩谷朴氏が既に推定されているが、資料の読み方において、萩谷氏とは異なる点もあるのので、改めて検討してみようと思う。所詮、「紫式部日記」の一

条院に関係ある場面の理解をわずかでも具体化したためである。(以下「権記」はg、「小右記」はs、「御堂関白記」はmの符号を用いる)。

長保元年六月十四日に内裏が焼亡し、十六日一条院へ天皇は移ったが、それから間もない七月十三日の「権記」の記事に次の如くある。

(15)大宮大夫申障、藤納言参入奉仰之後、奏仁王会日時□、(廿二日、廿四日、)又堀川院飾殿分事文、又被奏云、会料米土左国米五十石、先日雖召、申不堪由、重令催仰之処、国司申云、依召進上半百八十石内、有召者可進之由者、又美濃所召五十石之内、卅石許者、以明年々料内可進者、仍令仰察、々申、熟食之国不充他用、不下文者、随仰可行、仰云、可用廿二日、紫宸殿分用南殿、仁寿殿分用西对、綾綺殿分用東对、清涼殿分用御中殿、承明門分用西中門、建礼門分用西門并織部司南門等間。米事左右相計可行、

又下内蔵寮申請内匠寮事、御灯籠料米十三石余文、即下守永、

仁王会の料を、紫宸殿の分は南殿に、仁寿殿の分は西の対に、綾綺殿の分は東の対に、清涼殿の分は中殿に等と、傍線部分のように用いることが指示されている。この配分法が、一条院での建物の使用法が、本来の内裏の建物にそれぞれ擬せられていたとはいえないかもしれないが、南殿が紫宸殿に、中殿が清涼殿に擬して使用されたことは、次の記事によって確かめられる。

(16)事了有申文、史延政、予見注紫宸殿清涼殿、此院無此殿号、仍令改書南殿中殿、事了出御弓場殿、(g——長保元、十、廿一)

一、南殿

(17)参内、(一条院)南殿装束准紫宸殿供奉、但間数減二間、(g——長保二、二、廿五)

「大内裏図考證」によれば、紫宸殿の母屋は桁行九間(柱間一丈)、梁間は二間(柱間一丈五尺)と小間一間(柱間五尺)からなる。母屋の南に柱間二丈の南廂、北にも柱間二丈の北廂、東と西に柱間一丈の東廂と西廂があり、東三条院の復原図に見るように、他の殿舎の構造が、

母屋も廂も柱間が同じであるのと比較すると、紫宸殿の構造は特殊なものであったと思われる。

一条院は、もと伊尹や為光の邸宅であったから、紫宸殿のように特別の建て方がされていたとは思えないので、<sup>①</sup>にいうように紫宸殿より「間数減二間」ということは、母屋の桁行が紫宸殿の桁行九間よりも二間少なく、七間であったことであろう。土御門殿の寝殿の母屋も七間であり、それと同じ母屋の大ききだったことになる。本年発掘された長岡京時代の貴族の邸宅（長岡京市立第十小学校建設予定地）や、京都府立山城高校の敷地で見つかった平安京時代初期の貴族の邸宅も、柱間は三メートル（約一丈）と報告されており、紫宸殿のそれとはほぼ同じであったと考えられる。<sup>注6</sup>

<sup>⑧</sup>午剋御南殿、其装束、南廂中央間立大床子為御座、（中略）南廂西二三合三間鋪王御座（如例准可知）、西又庇格子被鋪出居座、（g——長保二、七、廿七）

<sup>⑨</sup>大臣召予仰云、給相撲人座并食等、即仰掃部官人、二人執長筵出西方、鋪南殿北廂欄下、（東西一行、但相分）次内藏寮官人二人取信濃布各一端、鋪座前、即賜食物、（g——長保二、八、十二）

記録の上では、南廂、北廂、西又廂がみられる。西又廂がある以上、西廂の存在は確実で、南廂、北廂、西廂、更に西又廂がある以上、東廂の存在も間違いない。但し、西又廂と対照的に東又廂があったかどうかは不明であるが、一条院想定図では、東又廂の存在を想定してみた。

<sup>⑩</sup>大臣召中納言平朝臣、（中略）平朝臣称唯、揖而離列、斜行、經南殿西南渡殿、昇殿、（g——長保二、二、廿五）

<sup>⑪</sup>此日臨時相撲、（依天曆四例）、其儀、垂南廂御簾、（于時御一条院中殿、仍垂南廂御簾也）所司樹幔庭除（瀧口候所通垣西去五許尺、自北南行立幔、件瀧口候所為左相撲屋、更西折、自南殿東渡殿北廂東第一柱至西第一柱、件廂幔外南也、為外記史候所、南殿西北廂即中殿南廂也南二間又曳幔（付柱）、為右相撲屋、其第二間者

為殿上人座、南殿北廂欄下東西第一間、各鋪兵衛円座一枚、為出居座（g——長保二、八、十二）

<sup>⑫</sup>就陣座、武衛同在座、外記兼輔申御下候由、即就南座、召外記、仰可令進御卜案文之由、権大副千枝朝臣奉奏案文、退帰之後、神官四人昇立奏案於南廂北第二間（准内裏可立第三間敷）並入白布政門代退出、暫外記兼輔率神祇祐有光進案下、令取奏笏取立小庭、有光退出、予起座參御所、付藏人忠經朝臣令奏、退着陣座、外記經小庭可帰、而自馬道退非也、（g——寛弘六、六、十）

<sup>⑬</sup>により、南殿の南側と西対の間に渡殿が、<sup>⑭</sup>により、南殿の北側と東対との間に渡殿があったことがわかる。西対との間に南の渡殿があるのだから、北にも渡殿があり、<sup>⑮</sup>の東の渡殿と対照的に考えるなら、その渡殿は母屋と北廂をもっていた。南の渡殿は透渡殿で南廂の線上にあったと考えられる。南の渡殿と北の渡殿の間に一間の隔てでは狭すぎるから二間の隔てを置くなら、北廂の線上に渡殿の母屋があり、その北に渡殿の北廂があったのであろう。

<sup>⑯</sup>は「御体御卜」の記事である。<sup>⑰</sup>の南廂は、<sup>⑱</sup>の「南殿西北廂（即中殿南廂也）」と同じであろう。<sup>⑲</sup>の記事は、「西宮記」や「江家次第」の「御体御卜」の記事にみえる本来の内裏における式次第によった記事のようである。「江家次第」の関係部分を挙げてみよう。

<sup>⑳</sup>上卿參議着陣、外記跪小庭神祇官御体御卜候、上卿仰云、奏案令進与、外記称唯退出、上卿度外庭、（以次上卿之儀也）召官人令敷膝突、神祇副一人（中臣）挿奏案於文杖入自敷政門進膝突奏之、上卿見畢置之座前神祇副退出、次官人四人昇案立軒廊東第二間（東西妻立之本立敷政門外）畢退出、上卿召外記、（先例内侍候不、近代不必問之、付内侍之儀久不見之故也）神祇官召<sup>セ</sup>、近例或不召神祇官、外記置函立、非也

「江家次第」の記事と対照してみると、一条院での「御体御卜」の<sup>㉑</sup>の記事は、本来の内裏での儀式に准じた記事と考えざるをえない。一条院の陣座がどこにあったのかは不明であるが、紫宸殿の東にある軒

廊に、②の南廊、②によれば、「南殿西北廊（即中殿南廊也）」とある南殿と中殿を結ぶ廊に擬せられているらしい。「西宮記」にも「江家次第」と同じように、案を置く場所を軒廊第二間というのに、②が「准内裏可立第三間敷」というのは、②の第三間に誤りがあるのか明らかでない。②の「布（敷）政門代」、「小庭」がどこに擬せられたのかも不明であるが、②によれば、南殿と中殿を結ぶ廊があり、②によれば、その廊は少くとも三間あったことがわかる。

④午一刻宸儀出御南殿、左大臣、右大臣、内大臣、（中略）参議藤原朝臣（実成）出自左近陣南、列立之後、册（闌）司就版位退出、左近将監次田重方、右近将監凡河内内宗率近衛等昇太刀契等、内大臣（左近大将）度階前、（依無便宜、不度階下自砌内庭）、立東頭、右近大将藤原朝臣立西頭、（御産部類記——寛弘五、十、十六）

⑤定間從御殿上、地降在庭前、從南殿北階上行西方、是内侍所方衆驚恐無極、定了、一、立座、（m——寛弘三、七、三）

⑥西剋許出御南殿、（中略）群臣入自西中門儀式如例、但參上自西階、（s——長保元、十一、廿五）

⑦午剋御南殿、（中略）内侍喚人、（出自母屋簾北妻、至西南階上召立如例）内大臣（兼左大将）、先起、自陣座參上、自西階着座、（g——長保二、七、廿七）

⑧早朝參内、荷前也、出御之道、經南殿西階南軒廊、西對東南等此御坐西廊輕輦御座、（g——長保元、十二、十七）

当然のことながら④により南階の存在が認められる。また、⑤により北階の存在も知られる。⑥⑦により、西階の存在が考えられ、その位置は、南の渡殿よりも南で、渡殿に接していたと考えられる。もし、南の渡殿と北の渡殿との間に西階があったとすれば、⑦のように外から来た者が南殿に昇るためには、南の渡殿をくぐるというような無理をせねばならないからである。⑦の「西南階」は、南階が南の中央にあり、「西南階」は南の西側に階があった如くであるが、紫宸殿

も南には南階しかないから、「西南階」は、南殿の西にあり、南側にある階、すなわち西階のことと考えられる。

⑧は、中殿から西対の西廊の御座に天皇が行く時の経路を示したもののだが、中殿から西対の東廂と南廂を通る以上、中殿の南廊から南殿の西又廂に渡り、南の渡殿から西対へ渡ったものとしか考えられない。従って、「南軒廊」は内裏に准じて西対への南の渡殿をいうものである。そうすると、南殿の西階から、南の軒廊を通ることは無理であろう。「階」は衍字ではないかと思われる。すなわち、南殿の西にある南の軒廊を通ったというように解さざるをえない。あるいは、本来の内裏では、階を降りて軒廊を通ることになるから、南の渡殿を渡ることとを、西階と南軒廊を通った如く書いたのかもしれない。

ともあれ、南殿に西階がある以上、東階もあったことを想定するのが自然であろう。

二、中殿

⑨參内、明日可遷北対之事延引來八日、（g——長保元、七、一）

⑩罷出詣左府、命云、今日於陣、定申明後日可渡御北対以前御説經僧名等了（廿口）（g——長保元、七、六）

⑪為御方違可御東対、（中略）此夜移東対、御違方也、（g——長保元、七、七）

⑫御帳御厨子等事奏通、御裝束鋪設御座等事兼宜、御簾事広業、御障子等事実房、御説經事則隆、御裝束所衆等奉仕、（中略）申二剋渡御、自去夕御東対、道經南殿乾角戸（中略）宿侍、名対面、焼亡以後今日初有此事也、（g——長保元、七、八）

長保元年六月十四日、内裏が焼亡し、天皇は十六日に一条院に移り、⑬⑭にみられるように、七月八日に北対に移り、ここが清凉殿に准じて常の御殿となり、前述のように中殿と呼ばれることになった。

⑬西剋有御拔、先令侍臣昇立案二脚於殿西第一間、置神宝御幣等同第四間、鋪御座、垂御簾如例、御襖了後入御、侍臣卷御簾、上召人、予參入、仰云、召宜孝、々々応召參候、暫之上亦召人、予取

祿、「御下襲表御袴等也」出自母屋西第一間給之、宣孝下自長橋面  
更到庭中、拜舞退出、（g——長保元、十一、廿七）

宇佐使出発の日の記事である。「江家次第」の「宇佐使事」には、  
③4次有御襖事、

垂廂御簾如前、返孫廂灯樓綱、掃部寮同南第四間敷小筵二枚、其  
上供高麗半帖一枚（南面）為御座、同第一間敷小筵二枚為神宝下  
敷、東庭鋪円座二枚為使宮主座（中略）御襖了宮主退出、次撤御  
贖物、次御拜兩段、「各再拜」訖入御、

とあり、清涼殿は南北の棟なので、東廂の南何間と書かれ、一条院の  
中殿は、東西の棟なので、南廂の西何間と書かれているが、神宝御幣  
の置かれる位置と御座の位置は、③3と③4は同じである。神宝御幣の置  
かれる南第一間は、「西宮記」の「宇佐使事」には、「次御覽神宝、  
敷広筵二枚於石灰壇、其北敷円座一枚為御座」とあり、石灰壇に当る。  
③3と③4の記事と対照すると、宇佐使の儀においては、清涼殿と中殿は  
同じ間取りの使い方がされていたことになる。ところが、清涼殿は九  
間四面で東孫廂があり、一条院は、後述のように西又廂があるから、  
清涼殿より大きかったとは考えられないし、南殿が母屋七間であるか  
ら、中殿も母屋七間だったと考えられる。

③5天皇還御本殿、先是右大臣命云、今日依当衰日、不可候除目之由、  
可申左大臣者、即申案内了、于時左大臣令權中將（成信）密告源大納  
言、參中宮、若依不可堪除目敷、有召參御前、仰云、可有除目、  
召右大将藤原朝臣、予奉勅、召藏人所菅円座一枚、鋪南又此、  
〔但不垂御簾〕（g——長保二、二、廿五）

③5により、南又廂があったことがわかる。  
③6御前御装束、東方御障子一間遣東、昼御（座敷）東間立大床子一  
雙、又立置物机一雙、置御硯笥、從西階間西又廂鋪疊、親王公卿  
座、庭中当御座立文台、南殿北砌從文台西間、鋪二行、鋪文人座、  
從滝口前立大鼓一面（左衛門府無（舞カ）台）滝口廊内召人・衆  
入座（m——寛弘四、四、廿五）

③6により西又廂があったこと、清涼殿の南階に准ずべき西階があっ  
たことがわかり、従って東階の存在も推定できる。③1により中殿の南  
庭の東側に滝口の候所があり、それは③6により滝口廊と呼ばれるもの  
で、その規模を推定する資料になる。

③7次亦參内、（中略）此間左大臣以下被參殿上、被奏小朝拜事、仰  
云、節会已停、何有拜賀哉、仍大臣以下且着殿上、予勸盃於大臣、  
蓋有命也、暫之三公被參大盤所、（g——長保二、正、一）  
③8広業画鬼間薄竜王形、（g——長保元、七、八）

中殿は清涼殿に准じた使用がなされたとすると、③7の台盤所や③8の  
鬼間は、中殿の北廂に設けられたと考えられ、北廂の存在を推定しう  
る。

中殿には西又廂が認められるが、東又廂は南殿同様、資料の上では  
認められない。一条院想定図では、西又廂と対照的に東又廂を入  
れた。

東北対との間に渡殿または廊があったと思われるが、資料の上で  
は確かめられない。

（二）東対

③9五節舞姫等參帳台試也、東台南母屋二間并東西庇等節籠為右大将五

節所、同対良為太皇太后大夫五節所、母間（屋カ）二間為舞殿、  
塗籠為師曹司、西対塗籠為濟家朝臣五節所、北（塗籠北也）為生  
昌朝臣五節所、行式部丞泰通、（g——長保元、十一、廿二）  
③9によれば、母屋は、右大将の五節所となった南母屋二間と舞殿と  
なった二間と、塗籠とからなっている。太皇太后宮大夫の五節所の良

は、母屋の良であろうから、塗籠は南北二間、東西一間で、舞殿は南  
北一間、東西二間ではなかったかと思われる。そうすれば、母屋は南  
北棟で五間であったことになる。母屋五間の東対は、東三条院や土御  
門殿と同じである。

④0事了出御弓庭殿、（東対南面唐庇東第一間前、即東廊北第一間也、  
公卿座同廊東庇壁下北上西面、出居座同廊内東上北面、当最末參

議座西、所掌座当出居次着座末、少進北」所司拳燭、右近中将頼定朝臣召兼時（依堀川院例、召左近將監也）仰懸的、〔可有御字〕（g—長保元、十、廿一）

(41) はてに、藤宰相の、思ひなしにいまめかしく心ことなり。かしづき十人あり。又廂の御籠おろして、こぼれいでたる衣の袂ども、したりがほに思へるさまどもよりは見どころまさりて、火影に見えわたさる。（紫式部日記—寛弘五、十一、廿一）

(42) は五節参入の日の記事であり、東北対から観察したものである。

(43) の又廂は、後述の東北対との関係からも東又廂であったと考えられる。東又相の線上に(40)という東廂があり、この東廂には、(40)によれば東廂があった。(40)は弓場始の記事であり、東対の南の庭に弓場が設けられていたようである。

萩谷氏は「紫式部日記全注釈下巻」（三一—三四頁）に、一条院の結構に関する資料を挙げられ、東対に関し、東係廂、南放出、南廂を挙げていられるが、根拠とされた資料の中には見つかからない。資料として挙げられた「権記」の長保二年二月廿五日の記事の中に、これらが見えるが、それは土御門殿の東対に関するものである。一条院の東対のものと思われられたものであろうか。

(40) の記事以外にも東対の南唐廂の資料はあるが、南廂についての資料はない。南廂が唐廂だったのであろう。あるいは、土御門殿の東対の南係廂が唐廂だったのと同様だったかもしれない。一条院想定図では、南廂を唐廂とした。

#### (四) 西対

(39) により西対にも塗籠があり、その位置は母屋の北に、東西二間、南北一間であったかと思われる。母屋の大きさは、東対と同様南北棟で五間であったろう。

(42) 西対唐廂公卿座（右杖座也）（g—長保二、七、廿七）

(43) 西対北庇可為女御達御曹司之事奉仰事、（g—長保元、七、七）

(44) 仰云、女御二人曹司、以西対北面庇可給之、（g—長保元、七、

#### 廿一）

(28) により、西対に東廂、南廂のあったこと、(42) により南廂が唐廂だったと考えられること、(43) (44) により北廂の存在、(28) により西廂の存在が認められる。西廂が存在する以上、西廂、さらには、東対と同様に西又廂の存在を想定してよいのではなからうか。

長保元年六月十四日に内裏が焼亡した時は、中宮定子は懐妊中であり、職御曹司にいたが、一条院には移らず、八月八日、但馬守平生昌宅に移った（日本紀略）。(43) (44) いう女御二人とは、右大臣顕光の女元子と、内大臣公季の女義子で、この二人の曹司としては、西対の北廂は狭すぎるが、一条院へ移って早々のことでやむをえなかったであろう。

#### (五) 東北対

(45) 仰云、以從三位藤原彰子為女御、即詣御曹司（東北対）申大臣、（g—長保元、十一、七）

(46) 供奉参議以上座在后御在所東北対東庇、（太夫時中、中納言時光、参議公任、忠輔、後賢、濟信等也）侍從座在東長片庇（已上有禄）諸衛佐殿上人等東対東庇（衛府佐供奉者有禄）（g—長保二、四、七）

(47) 殿南廂上達（部脱）座、三献後給禄（m—寛弘五、十一、十七）道長の女彰子が入内して住むことになったのは、(45) (46) の示すように東北対であった。「紫式部日記」に寛弘五年十一月十七日、お産がすんで彰子が内裏に遷った記事があるが、それはここ東北対である。東北対には(46) により東廂、東長片廂が、(47) により南廂の存在が認められる。「紫式部日記」の寛弘五年十一月十七日の記事の中にみられる紫式部や少少将の君の局のあった細殿は、(46) の東長片廂であったと思われる。

母屋の大きさを示す資料はないが、東対と同様、南北棟で五間はあったであろう。

(48) 参内、若宮御百日、上御中宮御方、余為若宮陪膳、（右衛門督被

奉仕、殿上人四人益之」左宰相中将為中宮陪膳、「權大夫被奉仕」上達部在東孫庇、殿上人在又庇、各有饗、先是獻物百捧、柳櫃百合、置列南広庇、殿上五位六位取之、運御在所（御殿也）暫上出御、上達部候広庇、羞突重、次供御膳、右衛門督陪膳、大殿被調一也、（g—寛弘五、十二、廿）

(49) 今日若宮百白、諸卿參入、宮御方銀籠百、折櫃百合、其外大折櫃十合、皆羅列后御前、（中略）酉刻許聖上渡御后宮、其後籠物・折籠等以待從獻御所、此間公卿・侍從着饗座、盃酌類巡、既及酌酌成規供若宮饗、「御台用銀器、中宮大夫齊信卿奉仕」次其陪膳、「蘇芳懸盤銀器、中宮權大夫俊賢奉仕」夜漏漸闌、卷玉簾、震（宸）儀出御（平座）、召上達郎、次第參入、下藤依無座席不候御前、次給衝重、一兩巡後供御膳（s—寛弘五、十二、廿）

(50) 若宮御百日、御前物右衛門督、中宮御前物權大夫、籠物可然上達部十人、各十捧、以金銀珍宝為物形、折櫃百合、宮家司、侍別當等中又百合、其折櫃又微妙、事非可書尽、御在所居南庇并借（借）板敷（敷）等、東面上達部・殿上人設饗、御渡御戌時、供御前物、余調餅端、奉抱官候、上舍之給、（裏書）廿日、御陪膳橋三位（徳子）其後南廂上御簾、召上達部、此以前籠物・折櫃等、遷屋御座、上卿給衝重、一兩巡後供御前物、余之奉仕也（m—寛弘五、十二、廿）

(48)(49)(50)は、寛弘五年十二月廿日、敦成親王の百日の祝の記事であるが、少し食いちがうところがあるので、互に対応するものに符号をつけてみた。

A、お祝の献上品を並べた位置について

「権記」は、南広廂とし、「小右記」は後の御前、「関白記」は、南廂と借板敷という。「関白記」の借板敷が「権記」の南広廂に相当するが、「関白記」が借板敷と違って南広廂といわなかったのは、純粋に南広廂といえなかったからであろう。

C、参列者の饗を受けた場所

「権記」は、上達部は東孫廂、殿上人は又庇。「小右記」は示さない。「関白記」は、上達部も殿上人も東面。「権記」の又庇とはどこなのであろうか。「関白記」によれば、東廂と東孫廂（東片廂）とが考えられるので、「権記」にいう「又庇」は、東孫廂で、(48)を参考にすると、上達部のいた東孫廂が、東廂の誤りなのではなからうかと思われる。

D、上達部が召された場所

「権記」は広庇。「小右記」は示さない。「関白記」も具体的には示さないが、南廂の御簾をあげ、天皇が出御したのは、南廂であるから、上達部が召されたのは、南廂の南でなければならぬ。「権記」は広廂というが、Aにみたように、東北対では、広廂とはいえないもので、広廂に近い広さの簀の子だったのでなからうか。

(六) 東北門

(51) 中宮御出従一条院東北門、（m—寛弘五、四、十三）

中宮彰子の一条院を出入りする時は、(51)のように、東北門であった。「紫式部日記」の寛弘五年十一月十七日、中宮の内裏還啓もこの東北門からで、女房達は、東北門から東北対まで歩いたわけである。また、同年十一月廿日の五節参入もこの門からで、東北対で見物されたわけである。

(七) 北二対

(52) 一条の院をば今内裏とぞいふ。おはします殿は清涼殿にて、その北なるにおはします。西東は渡殿にて渡らせたまひ、まうのぼらせたまふ道にて、前は壘なれば、前栽植え、ませゆひて、いとをかし。（枕草子—一条の院をば）

(53) 男一宮百日、主上渡御北殿（中宮御上壘寝）（g—長保二、二、十八）

(54) 有女二宮御对面事、北二対東面上達部・殿上人設饗、（m—寛弘三、四、廿三）

北二対は、北対すなわち中殿の北にあり、(52)にいうように、中殿と

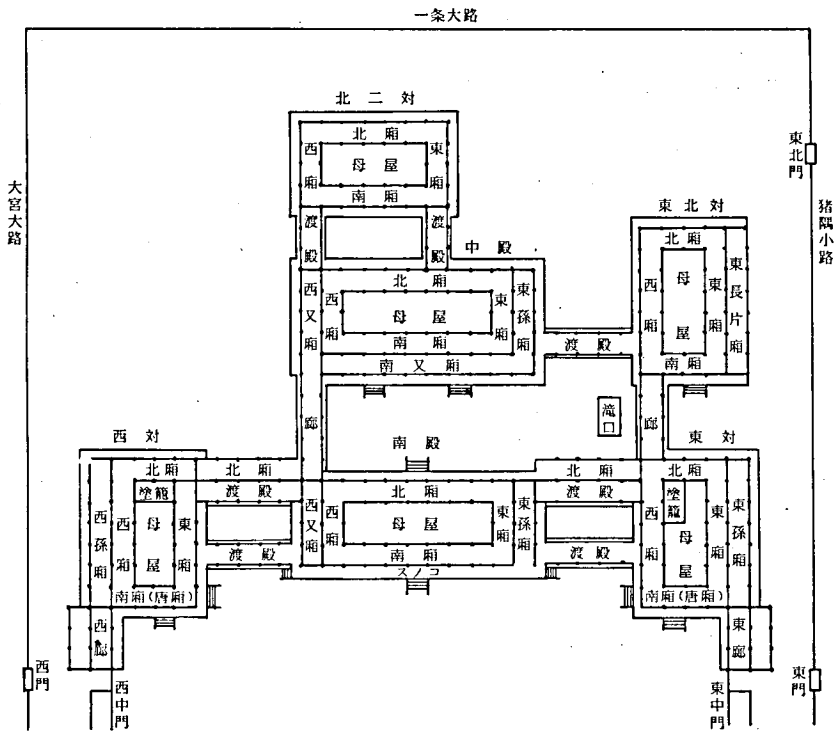


の間に東西の渡殿があるのだから、東西の棟であったと思われる。52にいうように、皇后定子の御殿であったが、54のように定子の死後も定子所生の皇女と天皇との対面にここが用いられたのは、定子の御殿だったからであろう。

北二対の規模を想定する資料がないが、一条院想定図では、彰子の御殿であった東北対と同じく母屋五間で、四面に廂をもっていたものとの想定をしてみた。52のように、中殿との間に二つの渡殿をもっていたことからすると、母屋七間もあったかもしれない。

注

1. 「里内裏としての一条院(序論)——一条院から一条院へ——」(『国文学研究』昭46・1)
2. 割注に二行に書かれたものは「」に入れた。以下同じ。
3. 「紫式部日記全注釈下巻」三〇〜三四頁
4. 太田静六氏の「東三条殿の研究(其2)」(『建築学会論文集第26号』)
5. 拙稿「土御門殿の寝殿——「紫式部日記」覚書——」(『女子大因文化第七十七号』参照)。
6. 長岡京市立第十小学校建設予定地に発掘された邸宅跡では、廂の柱が三・九メートルと報告され、母屋の桁行の柱間より広いのは紫宸殿に似ている。
7. 「北山抄」の「御体御卜」の注記によれば、「元慶八年、御南殿奏之。其後無出御之例」とある。



一条院想定図